

J T U 発第 0 5 1 2 4 号
2 0 0 5 年 (平 成 1 7 年) 1 2 月 1 6 日

関 係 各 位

(社) 日 本 ト ラ イ ア ス ロ ン 連 合 : J T U
理 事 長 荒 井 憲 二
総 務 委 員 長 尾 澤 義 仁
技 術 委 員 長 長 谷 利 孝
(公 印 省 略)

J T U 「 第 2 種 上 級 」 公 認 審 判 員 の 新 規 申 請 (依 頼)

表 記 公 認 審 判 員 の 第 9 回 目 の 公 募 を 下 記 の 要 領 で 行 い ま す 。

〔 1 〕 申 請 資 格

- 1) J T U 登 録 会 員 で、 過 去 3 年 間 (0 3 / 0 4 / 0 5 年 度) の 会 費 納 入 者 。
- 2) J T U 第 2 種 公 認 審 判 員 で の 技 術 ・ 審 判 業 務 を、 複 数 の 大 会 で 3 年 以 上 継 続 的 に 行 い、 顕 著 な 実 績 が あ り、 所 属 加 盟 団 体 か ら 推 薦 を 受 け た 者 。
- 3) 上 記 に 満 た 不 い 場 合 で も、 集 中 的 に 業 務 を 行 い 秀 で た 実 績 が 証 明 さ れ た 者 は、 特 例 を 認 め る 場 合 が あ る 。

〔 2 〕 申 請 内 容 と 提 出 書 類

- 1) 作 文 2 点 : 課 題 「 審 判 の あ り 方 (8 0 0 字 以 上、 1, 0 0 0 字 以 内) 」 と 「 3 大 会 の 改 善 提 案 (3, 2 0 0 字 以 上、 4, 0 0 0 字 以 内) 」 を 項 目 別 に ま と め る 。
 - a) 作 文 全 体 で 4, 0 0 0 字 以 上、 5, 0 0 0 字 以 内 (申 請 フォーム は 別) 。 パ ソ コ ン / ワ ー プ ロ 入 力 を 基 本 と す る 。
 - b) 「 大 会 」 は、 作 文 課 題 に 添 っ た も の で あ れ ば、 関 連 す る リ ハ ー サ ル ・ 準 備 活 動 ・ 練 習 会 な ど も 対 象 と す る 。
 - c) 作 文 は、 技 術 ・ 審 判 ・ 運 営 活 動 (大 会 視 察 を 含 む) に お け る 実 体 験 か ら 展 開 さ れ る こ と を 主 題 と す る 。 留 意 す べ き は、 既 成 の 文 章 を 単 に ま と め た も の で は 不 い 独 自 の 分 析 や 見 解 さ ら に は 展 望 が 示 さ れ て い る こ と 。

2) J T U 公 認 審 判 員 ・ 申 請 フォーム (E メール 版)

写 真 (不 要) 加 盟 団 体 の 承 認 ・ 確 認 印 な ど 不 要 。 申 請 フォーム に 添 っ て 記 入 し プ リ ン ト し て 申 請 す る 。 併 せ て E メール 申 請 を 行 う 。

3) 推 薦 状 (1 通)

- a) 所 属 加 盟 団 体 の 代 表 者 (会 長、 理 事 長、 理 事、 事 務 局 長、 技 術 (審 判) 委 員 長 な ど) が 推 薦 者 と な る 。
- b) 推 薦 者 は、 申 請 者 の 実 績 を 保 証 し、 推 薦 理 由 を 詳 細 か つ 具 体 的 に 明 記 す る 。 ま た、 作 文 内 容 を 事 前 に 確 認 し、 実 績 と 併 せ 適 当 と 判 断 で き た 場 合 の み 推 薦 す る 。
- c) 提 出 者 本 人 の 署 名 に よ る 推 薦 状 は 認 め 不 い 。 ま た、 同 一 県 内 の 推 薦 者 が、 お 互 い に 推 薦 し あ う こ と は 避 け る 。

- d) 申請規定の一部を満たしていなくとも、推薦に値すると思える場合は、その理由を明記する。
- e) 推薦者の所属加盟団体、役職、連絡先（電話・携帯、ファックス、Eメール）を明記し、署名・捺印する。

〔3〕申請書受付と締切り 2006年2月6日（月）

- 1) 原本一式を「簡易書留／宅配便」で、JTU事務局宛てに送付する。
封筒には「第2種上級申請書類」と明記する。
- 2) 上記の他に、「作文原稿」と「申請フォーム」のEメール送付を奨励する。
送付先：
技術審判委員長 tknagaya@s5.dion.ne.jp と JTU事務局 jtuoffice@jtu.or.jp
- 3) 提出遅延は、「理由書（提出日を明記）」を書面（上記Eメール可）で事前に提出する。正当と判断されたときはこれを認める。

〔4〕審査方法と異議申し立て

- 1) 技術審判・総務委員会による第1次審査結果（合格推薦のみ）を全国の関係者に公示（Eメール）する。その後、JTU理事会の承認を受ける。
- 2) 異議申立ては、所属加盟団体を通じ、JTU理事長に提出する。最終調停機関は、JTU総会とする。 以上